

第6 4回久居花火大会花火打上げ業務プロポーザル審査委員会審査基準

1. 評価表

- 【評価目安】 ※1 大変優れている：10点、普通：6点、全く評価できない：0点
 ※2 大変優れている：5点、普通：3点、全く評価できない：0点

項目	評価要素	評価基準	
1	業務実施体制、安全管理体制、現場管理体制、工程管理体制について		/35
(1)-1	《業務管理体制》 着実に実施可能な体制か	※2にて評価 ・提案書の計画に対する人員は必要数以上に担保されているか。また、専門知識や技能を有していることが認められるか	/5
(1)-2	安全に実施できる人員構成となっているか。	※各項目1点で評価 ・煙火置き場の管理、警戒ができているか。 ・防火、侵入者監視員は配置されているか。 ・総括責任者は、各担当従事者と連絡が取り合え、大会本部との連携が確保できる体制であるか。 ・大会終了後の不発玉等安全確認と清掃作業について ・その他、会場を意識した人員配置について提案があったか。	/5
(1)-3	加入する保険の内容は十分なものか。	・煙火消費保険等に参加しているか ※対人対物最大 2億円未満：0点 2億円以上5億円未満：1点 5億円以上8億円未満：3点 8億円以上：5点	/5
(2)-1	《安全管理体制》 観覧場所、周辺市街地に対する十分な安全対策が提案されているか。	※2にて評価 ・飛散や不発玉、誤開花等の防止対策は行っているか ・市街地への火の粉、燃えカスの飛散について対応しているか。	/5
(2)-2	従事者に対する十分な安全対策が提案されているか。	※2にて評価 ・安全研修や安全器具など利用しているか。 ・当日の配置場所や業務は安全面に考慮されているか	/5
(3)	《現場管理体制》 当日の現場体制について	※2にて評価 ・計画に見合う人員配置となっているか ・有事の際にも対応出来るような現場体制にあるか	/5
(4)	《工程管理体制》 スケジュール管理について	※2にて評価 スケジュールは現実的で当日までに実施可能な計画か	/5
2	花火について		/55
(1)	シリーズ構成等は、魅力的な提案がなされているか。	※1にて評価 ・オープニングからフィナーレまで、シリーズ構成による盛り上げについて考慮されているか。 ・協賛金の多寡による予算額の増減に伴う対策は、実現可能で魅力的な提案となっているか。	/10
(2)	打上げ時間は十分に確保されているか	打上げ時間は長く設定されているか ・30分未満：0点 ・30分以上から35分未満：2点 ・35分以上から45分未満：4点 ・45分以上：5点	/5
(3)	打上げ本数等は、魅力的な提案がなされているか。	※別紙1 プログラム表 参照 ・4,000発以上の花火打ち上げ数を維持できているか。 4,000発未満：0点 4,000発から4,500発：6点 4,501発から5,000発：8点 5,001発以上：10点 ※花火玉のサイズは2.5号玉までとする ・花火打上げを盛り上げる創意工夫など、特に評価できる提案であるか：0～5点	/15

(4)	フィナーレ（スターメイン等）の演出は魅力的な提案がなされているか	※1にて評価 ・スターメインは十分な規模か。 ・久居花火の目玉にふさわしい演出がなされているか	/10
(5)	提案内容は、新規性・独自性・地域性などの観点から企画されているか。	・会場内協賛者PR業務は協賛を増やすために魅力的な提案であるか。：0～2点 ・久居ならではのオリジナリティはあるか：0～4点 ・市街地、自衛隊グラウンドならではの創意工夫があるか：0～4点	/10
(6)	使用する花火玉の安全性は確保できているか。	・花火玉の安全性確保のため対策を行っているか：2点 ・花火玉の検査を実施しているか：2点 ・その他、特に評価できる提案があったか：1点	/5
3 提案会社に関すること			/10
(1)	過去5年間の花火大会の打ち上げ実績について	・市街地で花火大会の打ち上げを行ったことがあるか ※1回以上：3点 0回：0点	/3
(2)	過去5年間の花火大会での事故歴について	過去5年間で事故歴があるか ※事故歴がない：2点 事故歴がある：0点	/2
(3)	提案会社及び煙火打上げ会社は津市内に本店又は支店及び営業所を所有し、津市内在住者の従業員の雇用があるか	・提案会社 ※本店：2点 営業所等：1点 市内所有無：0点 ・煙火打上げ会社 ※本店：2点 営業所等：1点 市内所有無：0点 ・津市内に居住する従業員の有無 ※1名以上：1点 0名：0点	/5

2. 審査方法

- ① 提案者名は表示せず、A、B・・・と表記して審査する。
- ② 二次審査のプレゼンテーションによる説明の後、質疑応答を行い、プレゼンテーション都度採点を行う。
- ③ 全ての採点終了後、集計を行う。

3. 最優先候補者の選考

- ① 各審査員の1位評価者数を最優先する。
- ② 1位評価者が同数の場合は評価点の上位者を優先する。
- ③ 評価点と同数の場合は審査委員による決選投票を行う。
- ④ 決選投票同数の場合は、再度審査協議の後、委員長が決定する。
- ⑤ 選考は評価1位となったものを最優先評価者、評価2位となったものを次順位候補者とする。